

## 防衛省が実施した政策評価についての個別審査結果

### 1 審査の対象

「政策評価に関する基本方針」（平成 17 年 12 月 16 日閣議決定。以下「基本方針」という。）では、政策評価の円滑かつ着実な実施のため、総務省は「各行政機関が実施した政策評価について、その実施手続等の評価の実施形式において確保されるべき客観性・厳格性の達成水準等に関する審査」等に重点的かつ計画的に取り組むこととされている。

今回審査の対象とした政策評価は、次のとおりである。

- ア 「平成 20 年度事後の事業評価、実績評価及び総合評価の政策評価書」（平成 21 年 3 月 25 日付け防官企第 3765 号による送付分）及び「平成 21 年度事前の事業評価及び実績評価の政策評価書」（平成 21 年 8 月 31 日付け防官企第 10103 号による送付分）における実績評価方式による 3 件の政策評価
- イ 「平成 20 年度事後の事業評価、実績評価及び総合評価の政策評価書」（平成 21 年 3 月 25 日付け防官企第 3765 号による送付分）における事業評価方式による 8 件（注）の政策評価（事後）

（注）送付を受けた 13 件の政策評価のうち、研究開発を対象とした政策評価（5 件）を除いた 8 件の政策評価。また、研究開発を対象とした政策評価については、別途整理する予定である。

### 2 実績評価方式による政策評価についての審査

#### （1）審査の考え方と点検の項目

##### （目標の設定状況）

実績評価方式は、あらかじめ政策効果に着目した達成すべき目標を設定し、これに対する実績を測定して目標の達成度合いについて評価する方式であるので、当該目標に関して達成すべき水準を明確にする必要がある。

この審査において点検を行っているのは、次の項目である（注）。

- 目標に関し達成すべき水準が数値化されているなど具体的に特定されているかどうか。

（注）達成すべき目標は行政活動の一定のまとまりを対象として設定されるものであり、様々な要素を包含することとなる。このため、その具体的な達成水準を一義的に示すことは一般的に困難であり、その場合、関連した測定可能な指標を用いて、それぞれの指標ごとに達成水準を示す具体的な目標を設定し、その実績の測定をもって、達成すべき目標の達成水準の測定に代えることが必要となる。そのような措置を講じている府省の審査においては、達成すべき目標と測定可能な指標との構造を明らかにした上で審査を行うものとする。

#### （2）審査の結果

「平成 20 年度事後の事業評価、実績評価及び総合評価の政策評価書」及び「平成 21 年度事前の事業評価及び実績評価の政策評価書」における実績評価方式による 3 件の政策評価についての審査の結果（事実確認の整理結果）は、以下のとおりである。

## 政策評価審査表（実績評価関係）

政策番号	政策	目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている政策の有無					
		達成すべき目標 （「達成目標」）	指標数	測定指標	目標値	指標の目標値等の設定の有無	
1	建設工事等における電子入札の推進	○	基本目標 防衛施設建設工事及び建設コンサルタント業務等の入札に参加する企業の負担軽減及び行政事務の簡素・合理化によるコスト削減を図るため、また、談合等の不正行為の起こりにくい環境を作るとの観点から、インターネット環境を利用した電子入札（以下「電子入札」という。）を推進する。	1	電子入札の実施割合	100%	○
		○	下位目標 平成19年までに、防衛施設建設工事等の電子入札件数の割合を100%とする。				
2	統合気象システム統合開発	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・送受信する気象情報量の7倍増</li> <li>・部外接続に対するセキュリティ強化</li> <li>・気象情報作成領域の拡大</li> <li>・電算機借料等の削減</li> </ul>	4	送受信する気象情報量	従来の約7倍	○
					部外接続に対するセキュリティ強化	全てのシステムとの間においてファイアウォール・IDS（侵入検知装置）を介在させる	○
					気象情報作成領域の拡大	固定3領域から任意3領域	○
					電算機借料等の削減	借料：年間101,752千円削減 作業時間：年間10,608時間削減	○
3	施設整備におけるコスト削減の推進	○	基本目標 平成20年度から平成24年度までの5年間で、平成19年度と比較して、15%の「総合コスト改善率」の達成	2	コスト構造改善率	15%	○
					コスト構造改善額	—	—
合計	3政策	○=3 □=1		7		○=6 —=1	

- (注) 1 防衛省の「平成20年度事後の事業評価、実績評価及び総合評価の政策評価書」及び「平成21年度事前の事業評価及び実績評価の政策評価書」を基に当省が作成した。  
 2 各欄の記載事項については、「政策評価審査表（実績評価関係）の記載事項」を参照



## 政策評価審査表（実績評価関係）の記載事項

欄 名	記 載 事 項
「政策番号」欄	防衛省の「平成 20 年度事後の事業評価、実績評価及び総合評価の政策評価書」及び「平成 21 年度事前の事業評価及び実績評価の政策評価書」に掲載された評価対象政策ごとに順次番号を記入した。
「政策」欄	評価書の「施策名」欄又は「事業名」欄に記載されている評価対象政策の名称を記入した。
「目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている政策の有無」欄	<p>目標に関し達成すべき水準が数値化されている場合及び定性的であっても目標が達成される水準が具体的に特定されているものは、「○」を記入した。</p> <p>上記に該当しないものは、「－」を記入した。</p> <p>なお、評価対象政策に複数の指標が設定されている場合には、少なくとも一つの指標について達成しようとする水準が数値化等されているものは「○」を記入した。</p>
「達成すべき目標（「達成目標」）」欄	評価書の「基本目標」欄、「下位目標」欄又は「事業目標」欄に記載されている各目標を記入した。
「測定指標」及び「指標数」欄	「達成すべき目標」に対する実績を定期的・継続的に測定するため使用する指標及びその数を記入した。
「目標値」欄	「達成すべき目標」についての目標とする値、水準等を定めている場合に、その値、水準等を記入した。
「指標の目標値等の設定の有無」欄	各測定指標に着目した場合の目標値等の設定について、上記の「目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている政策の有無」欄と同様の分類により「○」及び「－」を記入した。

### 3 事業評価方式による政策評価（事後）についての審査

#### （1）審査の考え方と点検の項目

##### （政策効果の把握について）

行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号）では、行政機関は、その所掌に係る政策について、適時に、その政策効果を把握し、これを基礎として、必要性、効率性又は有効性の観点その他当該政策の特性に応じて必要な観点から評価を行うこととされている（同法第3条第1項）。また、基本方針において、事後評価は、政策の決定後において、政策効果を把握し、これを基礎として、政策の見直し・改善や新たな政策の企画立案及びそれに基づく実施に反映させるための情報を提供する見地から行うものとされている（基本方針Ⅰ－5－ア）。

この審査において点検を行っているのは、次の項目である。

- ① 政策の実施により得ようとした効果はどの程度のものかなど、具体的に特定されているか。
- ② 政策の実施により実際にどの程度の効果が得られているのかが具体的に把握されているか。また、把握された効果が得ようとした効果の全体を表すものとなっているか。

#### （2）審査の結果

「平成20年度事後の事業評価、実績評価及び総合評価の政策評価書」における事業評価方式による8件の政策評価（事後）についての審査の結果（事実確認の整理結果）は、以下のとおりである。

（全体注） 各府省の評価の実施状況を踏まえた課題等の整理・分析については、今年度内に別途取りまとめる予定である。

政策評価審査表（事業評価（事後）関係）

整理番号	政策	得ようとした効果の明確性	把握された効果の明確性
1	新高知駐屯地（仮称）造成整備事業	○ 当該事業の実施により、じ後の新高知駐屯地（仮称）に必要な隊庁舎等の施設整備が進められるよう、所要の地積等の確保を図る。	○ 造成工事の完成検査により確認したところ、当該事業の実施により、新高知駐屯地（仮称）に必要な施設整備のための所要の地積及び盛土の品質等が確保された。
2	呉（係船掘）艦艇係留施設（Sパース）整備事業	○ 当該事業の実施により、係留施設の長さの不足による搭載品等の迅速かつ常続的な後方支援に支障を来していた状況を解消し、海上自衛隊の艦船の係留時における支援業務の効率化を図る。	○ 施設の完成検査により確認したところ、当該事業の実施により、艦船の係留可能隻数が従前と比べ向上し、係留施設の長さの不足による搭載品等の迅速かつ常続的な後方支援に支障を来していた状況が解消され、海上自衛隊の艦船の係留時における支援業務の効率化が図られた。
3	江田島教育参考館改修整備事業	○ 当該事業の実施により、適正な教育環境を維持できない状況を解消し、隊員への教育効果の向上を図るとともに、歴史的建物を後世に継承することに寄与する。	○ 施設の完成検査により確認したところ、当該事業の実施により、適正な教育環境を維持できない状況は解消され、隊員への教育効果の向上が図られるとともに、歴史的建物を後世に継承することに寄与した。
4	岐阜次期輸送機関連施設整備事業	○ 当該事業の実施により、次期輸送機の技術試験が適正に行われるよう、航空自衛隊の機体評価業務の効率化を図る。	○ 施設の完成検査及び当該施設を管理している現地部隊からのヒアリングにより確認したところ、当該事業の実施により、次期輸送機の技術試験が適正に行われており、航空自衛隊の機体評価業務の効率化が図られた。
5	久米島固定式3次元レーダー装置（J/FPS-4）関連施設整備事業	○ 当該事業の実施により、施設の老朽化及び機能の陳腐化が著しく、効率的な業務が行えない状況を解消し、航空自衛隊の航空警戒管制業務の効率化を図る。	○ 施設の完成検査及び当該施設を管理している現地部隊からのヒアリングにより確認したところ、当該事業の実施により、施設の老朽化及び機能の陳腐化が著しく、効率的な業務が行えない状況が解消され、航空自衛隊の航空警戒管制業務の効率化が図られた。
11	普天間飛行場周辺道路改修等事業（北玉4号線）	○ 当該事業により、現況幅員を5.0mから6.0mに拡幅し、また、歩道を両側に設置することによって、車両のすれ違いが円滑になり、また歩行者の安全な通行が確保され、万が一の航空機の墜落事故等に際して、緊急避難・消防救援活動の円滑化を図る。	○ 当該事業の完了後において、大型車両のすれ違いに苦慮し、また、通学児童等をはじめとした歩行者の路肩通行による通行危険な状況が生じているとの苦情等はない状況である。
12	横須賀海軍施設における浚渫整備事業	○ 当該事業の実施により、横須賀海軍施設の提供水域内における空母ジョージ・ワシントンの安全な航行に必要な水深の確保を図る。	○ 当該事業の完成検査及び米側の検査により確認したところ、当該事業の実施により、横須賀海軍施設の提供水域内における空母ジョージ・ワシントンの安全な航行に必要な水深の確保が図られたことから、効果は達成されたと判断される。
13	嘉手納飛行場における学校（中学校）整備事業	○ 当該事業の実施により、沖縄県に所在する米軍施設及び区域における中学校の収容能力が不足しており、基準を超過した生徒数を教室に収容しているなど、適切な教育環境が整っていない状況を解消し、教育環境の向上を図る。	○ 施設の完成検査及び米側の検査により確認したところ、当該事業の実施により、中学校の収容能力不足が解消され、適切な教育環境が整い、施設の管理及び教育の運営業務の効率化が図られたことから、効果は達成されたと判断される。
合計		○ = 8	○ = 8

(注) 1 防衛省の「平成20年度事後の事業評価、実績評価及び総合評価の政策評価書」を基に当省が作成した。  
 2 各欄の記載事項については、「政策評価審査表（事業評価（事後）関係）の記載事項」を参照

## 政策評価審査表（事業評価（事後）関係）の記載事項

欄 名	記 載 事 項
「整理番号」欄	評価書の記載番号に基づき記入した。
「政策」欄	評価の対象とされた政策の名称を記入した。
「得ようとした効果の明確性」欄	<p>政策の実施により得ようとした政策効果を記入した。</p> <p>得ようとした効果について、「何を」、「どの程度」、「どうする」のかが明らかにされているなど、どのような効果が発現したことをもって得ようとした効果が得られたとするのか、その状態が具体的に特定されているものは、「○」を記入した。「何を」、「どうする」のかは説明されているものの、「どの程度」かは明らかでないなど具体的には特定されていないものは、「△」を記入した。得ようとした効果についての記載がないものは、「－」を記入した。</p>
「把握された効果の明確性」欄	<p>実際に得られた効果を記入した。</p> <p>把握された効果の明確性について、上記の「得ようとした効果の明確性」欄と同様の分類により「○」、「△」及び「－」を記入した。</p>